

これまでの議論の項目と 保育サービス全体について

少子化対策特別部会における 保育サービスの提供の新しい仕組みに関するこれまでの議論について (議論の項目)

《検討に際しての前提》

- すべての子どもの健やかな育ちの支援(所得等によって発達保障が左右されない仕組み)
- 保護者の利便性等の視点だけでなく、子どもの健全な発達保障の視点
- 保育サービスの提供者と保護者の関係の相互性
- 地域の保育機能の維持・向上の必要性
- 保育サービスの地域性
- 新しい仕組みの導入には、「量」の保障と「財源の確保」が不可欠

1 制度改革の検討が必要となっている背景について(議論の項目)

- 女性の就業率上昇や働き方の多様化等の変化への対応の必要性
- 就労支援の役割に対する期待の高まり、多くの家庭が利用するサービスとなってきたことへの対応の必要性
- 保育サービスの利用保障や公的責任の強化の必要性
- 働き方の多様化等を踏まえ利用者視点にたった仕組みとする必要性、選択性の向上
- 保育所と利用者が向き合いながら、質の向上を促す仕組みの要請
- すべての子育て家庭への支援の必要性
- 地域の保育機能維持の必要性
- 多額の公費投入を受ける制度としての透明性・客観性・効率性・公的役割の明確化の要請
- その他

(参考)

こうした議論の出発点 ～『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』における議論～

急速な少子化の背景

- 一 国民が希望する結婚・出産・子育てが実現できないでいる現状
 - とりわけ女性にとって、「就労」と「出産・子育て」が二者択一になっている状況
- … この状況が続けば、国民が希望を持つことさえ難しくなるおそれ



子育ての困難さの解消を図り、すべての子どもの健やかな育ちを支える必要



「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」と「仕事と子育ての両立・家庭の子育てを包括的に支援するサービス基盤の構築」の2つを「車の両輪」として進める必要



子どもと親を取り巻く社会環境が大きく変化した今日において、子育て支援サービスの中核を担う現在の保育制度が、国民にとって欠かせないサービスとして、社会環境の変化に十分に対応した機能を果たせるようにするための見直しが必要。

2 保育サービスの必要性の判断基準(議論の項目)

- 女性の労働市場参加の進展、働き方の多様化等、近年の諸課題への対応
 - ・ 就労時間帯を問わない保障の方向性
 - ・ 就労量に応じた保障の方向性
 - ・ 求職中の取扱い

- 利用者の必要量に応じたサービス量の認定の仕組みの必要性・保障すべき上限量

- 同居親族要件のあり方

- 専業主婦を含めたすべての子育て家庭への支援の必要性と内容

- 国による最低限保障されるべき範囲の明確化と、その上での地域の実情に応じた対応を可能とする仕組み
 - ・ 地域の供給基盤に応じて判断基準を決められる現行の仕組みの課題
 - ・ 母子家庭・父子家庭・虐待ケースなど特に保障の必要性の高い子どもの利用保障

- 必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み)

- その他

3 利用方式のあり方を中心とする保育サービスの提供の仕組みについて(議論の項目)

- 現行の市町村の保育実施義務の例外規定の課題、サービス・給付の保障の強化の仕組み
- 必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み) (再掲)
- サービスの必要性・必要量の判断と受入保育所の決定が一体的に実施されている現行の仕組みの課題
- サービス提供基盤の整備責任の明確化
- 認可基準など一定の基準によるサービスの質の確保の仕組みの必要性
- 保育所と利用者の当事者間でサービスの向上等に取り組むことを促す仕組み
- 利用者の手続負担や保育所の事務負担に対する配慮
- 所得にかかわらず一定の質の保育サービスを保障するための公定価格の必要性
- 給付費の支払い方式
- 利用者負担の徴収方法
- その他

4 多様な提供主体の参入について(議論の項目)

- 保育所認可に裁量性が認められ、基盤整備に抑制的働くことの課題
- 必要な客観基準を満たしたサービスを給付対象とすることについて
- 地域の保育機能維持のための視点
- 株式会社・NPO法人等に対する初期投資費用(施設整備費用)に係る課題
- 運営費の用途範囲制限、会計基準の適用に係る課題
- 多様な提供主体の参入や量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督
- その他

5 保育サービスの質(1) (議論の項目)

- 保育内容や保育環境等についての科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みの構築
- 最低限の保育の質を保障しつつ、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫等が発揮しやすい最低基準のあり方
- 保育所職員の配置基準のあり方
- 保育士の養成・研修のあり方
- 保育士の労働条件の整備・改善
- 都道府県の指導監督や第三者評価のあり方
- その他

6 保育サービスの質(2)(認可外保育施設の質の向上) (議論の項目)

- 認可外保育施設の認可基準到達に向けた質の向上の支援強化
- 待機児童が解消できていない中での、認可保育所の入所の可否による質の保障・公費投入の公平性の課題
- 認可保育所で対応しづらい夜間保育など多様なニーズへ対応するサービスとしての位置付け・質の確保
- 待機児童の多い都市部に着目した面積基準・保育士資格要件の緩和の問題点
- 定員要件のあり方(小規模なサービス形態)
- 保育士資格要件の必要性
- 認可外保育施設の保育従事者についての業務に従事しながらの資格取得を含めた質の向上
- 認可化移行やサービス量拡充を進めたとしてもなお、給付対象サービスのみでは、需要を満たし得ない地域の取扱い
- その他

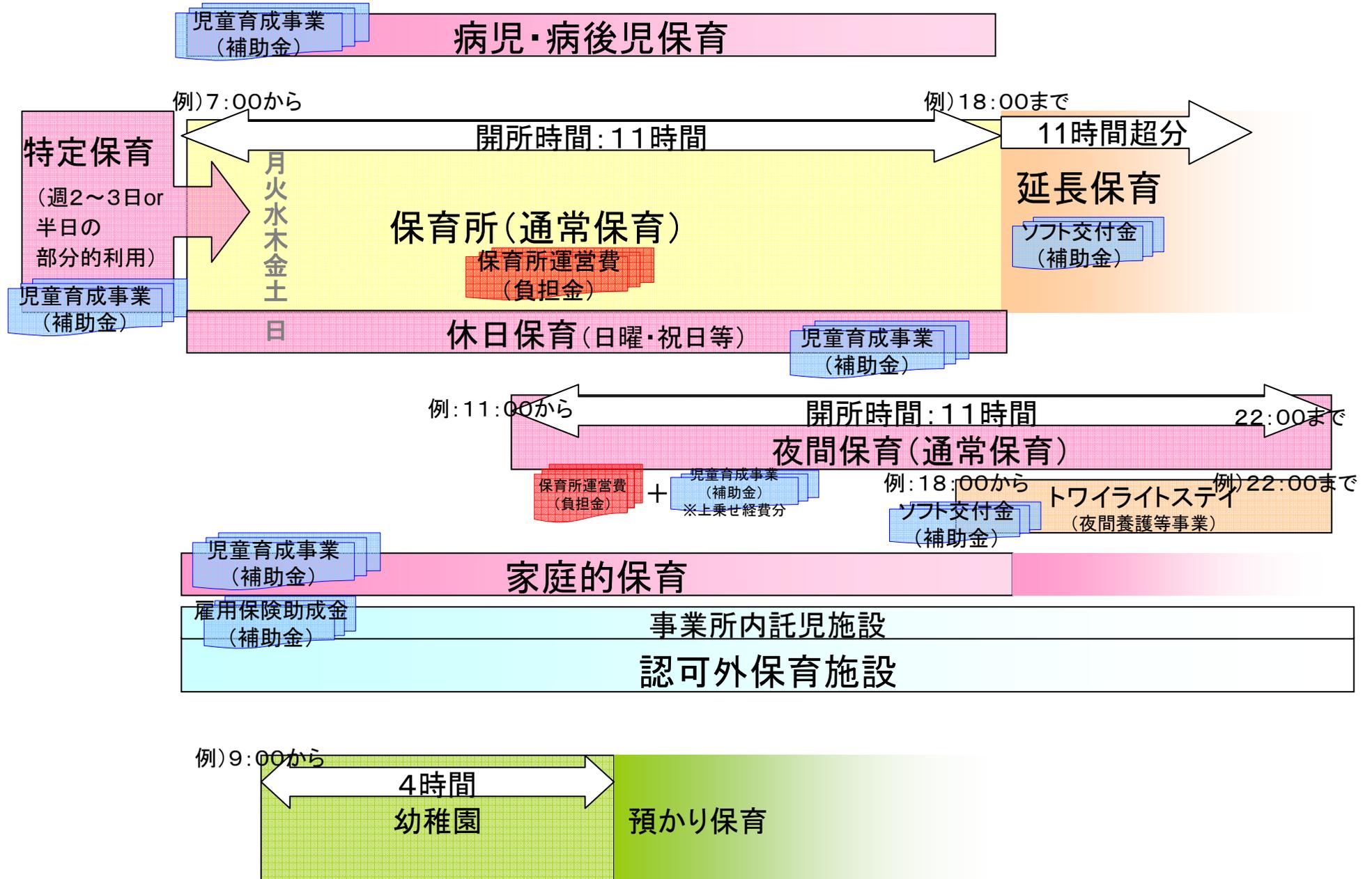
7 すべての子育て家庭に対する支援の仕組みについて（議論の項目）

- 現行制度では市町村の努力義務にとどまっている各種子育て支援事業の制度上の位置付けの強化
- 一時預かりの保障の充実(とりわけ3才未満児)や、市町村の実施責任の位置付け、サービス利用(提供)方式、給付(補助)方式、財政的支援の仕組みのあり方
- 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家庭訪問事業・地域子育て支援拠点事業の取組の促進方策
- その他多様な子育て支援事業についての財政支援のあり方
- 各種子育て支援事業の量の拡充に向けた担い手の育成、質の向上に向けた研修やバックアップ支援の取組の強化方策
- 親の子育てを支援するコーディネータ的機能に関する仕組み
- 地域全体がかかわっていけるような子育て支援、子育て支援関係者のネットワーク化、親自身がやがて支援者に回れるような循環を生み出せる地域の構築といった取組の強化方策

保育サービスの全体像

時間軸：(早朝)

(深夜) →



多様な保育の取組の現状

《事業名》	《事業内容》	《19年度実績》	《地域における箇所数》
認可保育所	日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)	保育所数:22,909箇所 利用児童数:202万人 (平成20年4月1日現在)	◆ 1小学校区当たり1.03か所
延長保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業	15,076箇所 (平成19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の65.8%
休日保育事業	日曜・祝日等の保育を行う事業 (※年間を通じて開所する保育所が実施)	875箇所 (平成19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の3.8% ◆ 1市区町村当たり0.48か所
夜間保育事業	22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間)	74か所 (平成20年3月31日現在)	◆ 認可保育所の0.32% ◆ 1市区町村当たり0.04か所
特定保育事業	週2~3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業	927か所 (H19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の4.0% ◆ 1市区町村当たり0.51か所
病児・病後児保育事業	《病児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業 《病後児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業 《体調不良児型》保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業	745箇所 (H19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所利用児童2,714人当たり1か所 ◆ 1市区町村当たり0.41か所
家庭的保育事業	保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの	家庭的保育者数:99人 利用児童数:331人 (H19年度交付決定ベース)	◆ 1市区町村当たり家庭的保育者0.05人

注:市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。

検討の視点

◆ 延長保育関係

- 仮に、就労時間帯を問わず就労量に応じた利用を保障する場合、利用者の必要量に応じて保障するサービス量を認定する仕組みが必要ではないか。

また、長時間労働など働き方の見直しも同時に進められるべきであることも踏まえ、保障すべき上限量についてどのように考えるべきか。【一部再掲(第12回(9/30)の検討の視点)】

- 保障すべき上限量を超えた利用について、働き方の見直しが進められるべきである一方で、現にやむを得ず長時間労働せざるを得ない親がいることも踏まえ、どう考えるか。(完全に全額利用者負担であるべきか、保障すべき上限量の範囲内よりも、利用者負担の割合を高めた上で、一定の支援を行うべきか等。)

◆ 休日保育・夜間保育・特定保育関係

- 現行制度は、開所日数(日曜・祝日以外の週6日)・開所時間(11時間)に着目して保育サービスを区分し、これらの通常の開所日数・開所時間では対応できない特別の需要として、休日保育や夜間保育等を位置付けた上で、

- ・ 市町村自らこれら事業を実施した場合
又は、

- ・ 市町村が認可保育所における事業実施を助成した場合

を国庫補助の対象とし、市町村による実施又は助成の判断を経て、保護者にサービスが利用される仕組みとなっているが、今後、就労時間帯を問わず就労量に応じた利用を保障し、利用者の必要量に応じて保障するサービス量を認定する仕組みとすることにより、連続的にサービス保障しやすい仕組みとなるのではないか。